

くらしの情報

募集

県営住宅入居者

募集住宅／市内の県営住宅のうち  
新たに空きが生じた住宅  
受付期間／10月14日(火)～16日(木)  
詳細は、10月7日(火)から受付  
機関が配布する申し込みのしおり  
および募集一覧をご覧ください。

**問申** (株)くれせん  
東広島営業所  
☎(082)424-4877



介護保険認定調査員  
(会計年度任用職員)

**対象** ①～③の全てを満たす人  
①普通自動車運転免許を有する  
②介護支援専門員  
③都道府県または指定都市が実施  
する認定調査員新規研修を修了  
している  
※平成11年8月1日～平成15年  
3月31日の間の介護支援専門  
員実務研修を修了した人は③を  
除く

任用期間／12月1日(月)～令和  
8年3月31日(火)(更新あり)  
募集人員／週4勤務：1人  
週2勤務：1人

就業場所／市役所または黒瀬・福富・  
安芸津支所(調査地域は市内全域)  
※任用から数年間は本庁勤務

**締切** 10月17日(金) 17:00必着  
**申込** 市販の履歴書(写真貼付)  
と介護支援専門員証の写し、認定  
調査員新規研修修了証書の写しま  
たは介護支援専門員実務研修修了  
証明書の写しを持参または郵送

**問申** 介護保険課  
☎(082)420-0937



東広島アザレア賞表彰対象者

**対象** 1月1日から12月31日に教育、文化、スポーツの分野で次の表彰基  
準に該当する功績をあげた人または団体

| 区 分     | 対 象                                  | 功 績                 |
|---------|--------------------------------------|---------------------|
| 国際規模の大会 | 市内に居住・通学・通勤する人、本市<br>出身者または市内に所在する団体 | 原則として第3位<br>相当までに入賞 |
| 全国規模の大会 | 市内に居住・通学・通勤する人または<br>市内に所在する団体       | 第2位までに入賞            |

※功績をあげた分野について、職業として携わっている場合は対象外。  
※国、地方公共団体または公共的団体が関与しない大会などで入賞した場  
合は対象外。

※在学学生は学校を通じてご連絡ください。

※申請書は市ホームページからダウンロード可。

**締切** 11月19日(水)  
(締切以降に該当する功績をあげた場合は令和8年1月7日(水)まで)

**問申** 生涯学習課 ☎(082)420-0979



新規就農者育成研修生

専業で新規就農する人を育成する  
ため、野菜・花き栽培の技術や経  
営について研修を行います。

**日時** 令和8年4月～令和10年3月  
(2年間)

**場所** 園芸センターおよび市内農地

**対象** 次の全てに該当する人

①令和8年4月1日現在、18歳  
以上45歳未満の人②高等学校を  
卒業または同等の学力を有する人  
③研修開始までに市内に住所を有  
することができる人④研修の全期  
間参加でき、通所可能な人⑤研修  
終了後に市内で就農し、認定新規  
就農者(農業所得250万円以上が  
目標)を目指す人⑥申請前に園芸  
センターでの農作業体験を行って  
いる人

**定員** 若干名 **締切** 12月5日(金)

**申込** 申請用紙(市ホームページ  
からもダウンロード可)を持参ま  
たは郵送

**問申** 園芸センター  
☎(082)433-4411



西条駅前地区再開発住宅(店舗)  
使用者

所在地／西条栄町9番39号  
募集住宅／1戸(23.61㎡・家賃  
47,000円)

※敷金／家賃の3か月分  
※共益費・駐車場あり

募集要項および申込書は、9月29  
日(月)から住宅課と(株)第一ビル  
サービスで配布します。

**申込** 10月6日(月)～10日(金)  
※申込多数の場合、公開抽選によ  
り使用者を決定します。

**問申** 住宅課  
☎(082)420-0946



自衛官

自衛官や防衛大学校などの学生を  
募集します。

**問合** 自衛隊東広島  
地域事務所  
☎(082)422-4252



元気輝きポイント制度の  
登録団体(2次募集)

**対象** 活動者5人以上で、次の活  
動を行っている団体

①地域住民で行う高齢者への生活  
支援の支え合い活動

②地域住民で定期的に行う高齢者  
の見守り活動

③地域住民で行う高齢者への配食  
活動

④地域サロン

⑤通いの場

⑥趣味・スポーツ活動

**受付** 10月15日(水)～令和8年6  
月30日(火)(必着)

※毎月末日に締切り審査し、決定  
した団体は、申請月の翌々月の  
活動からポイント対象となります。

**申込** 申請書類(地域包括ケア推  
進課で配布。市ホームページから  
もダウンロード可)を持参または  
郵送。または各支所・出張所に持参。

**問申** 地域包括ケア推進課  
☎(082)420-0984



地域密着型サービス事業者

令和8年度中に整備を予定してい  
る地域密着型サービス設置事業者  
の公募を開始します。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| サービスの<br>種類 | 認知症対応型共同生<br>活介護 |
| 整備圏域        | 黒瀬圏域             |
| 整備数         | 2ユニット            |

**受付** 10月14日(火)～11月7日(金)  
(土・日・祝日を除く)

**申込** 持参または郵送  
※持参の場合は、提出日時を電話  
で予約してください。

※郵送の場合は、必ず送達を確認  
してください。

**問申** 介護保険課  
☎(082)420-0937



くるま de フリマ出店者

**日時** 10月19日(日) 10:00～15:00

**場所** 広島中央エコパーク

**対象** 満18歳以上で、東広島市・竹  
原市・大崎上島町に在住もしくは  
在勤の人

**定員** 30区画(抽選) **締切** 10月3日(金)

**申込** 申込書(ホームページからも  
ダウンロード可)を持参または郵  
送、ファクス、メール

**問申** 広島中央エコパーク

☎(082)426-0916

**FAX** (082)426-0674

**Eメール** reply@hirochu-k.jp



万葉の里あきつ文化祭の作品(個人・一般)

絵画・書・陶芸・洋裁・生け花など

**日時** 10月25日(土)・26日(日)

**締切** 10月17日(金)必着

**申込** 安芸津生涯学習センターで  
配布する応募用紙に記入

**問申** 安芸津生涯学習センター

☎(0846)45-2334

万葉の里あきつ芸能祭の出演者

芸能・舞踊・ダンス・コーラス・  
詩吟・琴演奏など

**日時** 12月7日(日)

**締切** 10月31日(金)必着

**申込** 安芸津生涯学習センターで  
配布する応募用紙に記入

**問申** 安芸津生涯学習センター

☎(0846)45-2334

万葉の里安芸津短歌大会の短歌

自由詠、ふるさと詠など1人2首  
以上の短歌

**日時** 令和8年2月22日(日)

**締切** 10月31日(金)必着

**申込** 安芸津生涯学習センターで  
配布する応募用紙に記入

**問申** 安芸津生涯学習センター

☎(0846)45-2334

お知らせ

けいはん  
畦畔除去による農地区画の  
拡大を支援します

**対象** 農地の所有者または賃借権  
などを有する耕作者

**補助金額** 畦畔の長さ10mにつき  
5,000円

※畦畔除去後、機械で整地を行う  
場合は、農地面積10アールに  
つき1万円を加算。

**申込** 申請書(市ホームページからも  
ダウンロード可)と添付書類を提出  
※事前に農業委員会へ農地改良届  
を提出してください。

**問申** 農林水産課  
☎(082)420-0939



道路改良工事のため、市道黒瀬川  
1号線を全面通行止めとします

**日時** 10月中旬～令和8年6月中  
旬(予定)

**場所** 黒瀬生涯学習センター出口  
～国道375号の区間

**問合** 道路建設課  
☎(082)420-0948



地区計画(案)の縦覧を行います

東広島都市計画区域(西条町・八  
本松町・志和町・高屋町および黒  
瀬町)で、地区計画の変更を予定  
している「吉川工業団地西地区地  
区計画」案の縦覧を行います。計  
画案に対して意見がある場合は、  
意見書を提出することができます。

**日時** 10月27日(月)～11月10日(月)  
8:30～17:15  
(土・日・祝日を除く)

**場所** 都市計画課

※郵送の場合は、当日消印有効

**問合** 都市計画課  
☎(082)420-0954





土地取引には届出が必要です

問申 開発指導課 ☎(082) 420-0959

一定規模以上の土地取引を行う場合は、法律に基づき次のとおり届出が必要です。

| 法律名             | 届出面積     |          |           |           | 届出期限                       | 届出書          | 取引の形態                                                                                                         |
|-----------------|----------|----------|-----------|-----------|----------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 市街化区域    | 市街化調整区域  | 非線引都市計画区域 | 都市計画区域外   |                            |              |                                                                                                               |
| 国土利用計画法         | 2,000㎡以上 | 5,000㎡以上 | 5,000㎡以上  | 10,000㎡以上 | 契約（予約を含む）を締結した日から起算して2週間以内 | 土地などの取得者（買主） | ○売買 ○交換<br>○営業譲渡<br>○譲渡担保<br>○代物弁済<br>○共有持ち分の譲渡<br>○地上権、賃借権の設定、譲渡<br>○予約完結権、買戻権等の譲渡<br>※これらの取引の予約である場合も含まれます。 |
| 公有地の拡大の推進に関する法律 | 5,000㎡以上 | —        | 10,000㎡以上 | —         | 譲渡しようとする日から3週間前まで          | 土地の所有者（売主）   | 有償譲渡                                                                                                          |

農業委員会からのお知らせ

問申 農業委員会事務局 ☎(082) 420-0972

農地の借り手を探している人へ

農業委員会では農地の借り手探しをお手伝いしています。相続未登記の農地も可能です。

申込 申込様式（農業委員会事務局、各支所で配布。市ホームページからもダウンロード可）を持参または郵送

※貸借の成立を保証するものではありません。

農地を転用するときは許可が必要です

農地を住宅や店舗など、農地以外のものにすることを農地転用といいます。農地転用は、あらかじめ農業委員会の許可を受けなければなりません（市街化区域内の場合は届出が必要です）。許可条件は農地の区分によって異なり、許可できない場合もあります。

農地を耕作する目的で売買や賃貸借などをするときも、あらかじめ農業委員会の許可を受ける必要があります。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金です。確定拠出型の積立方式で、加入者・受給者数の変化の影響を受けない財政的に安定した制度となっています。

対象 次の全てに当てはまる人

①年間60日以上農業に従事

②国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）

③20歳以上60歳未満

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入可

保険料／月2万円～6万7千円（千円単位で選択可）

国勢調査の回答はお済みですか

国勢調査は、日本国内に住む全てのひとと世帯を対象に実施する重要な統計調査です。統計法に基づき、全ての世帯で回答する義務があります。調査書類は9月下旬から調査員を通じて順次各世帯へ配布します。

回答期限／10月8日(水)

インターネット回答が便利！

スマホやパソコンを利用して、24時間いつでも簡単に回答できるため、インターネット回答がおすすめです。

問合 市国勢調査コールセンター

☎0120-588-350

(10月31日まで

8:30～17:30)



移動献血車が来ます

【道の駅湖畔の里福富】

日時 10月5日(日)

9:45～12:00、13:15～15:30

【フジグラン東広島】

日時 10月12日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

※400ml献血のみ実施します。

主な献血基準／体重50kg以上、年齢（男性）17～69歳

（女性）18～69歳

※65～69歳の方は60～64歳の間に献血の経験がある人

申込 ウェブ（予約なしでの献血も可）

問合 医療保健課

☎(082) 420-0936

FAX(082) 422-2416



11月9日は広島県知事選挙

投票

日時 11月9日(日) 7:00～19:00

持参 投票所入場券（薄緑色）

※告示日（10月23日(木)）までに届くよう発送します。

期日前投票

日時 10月24日(金) ～11月8日(土)

8:30～20:00／市役所本館1階ロビー、八本松出張所、園芸センター、高屋出張所、黒瀬支所、福富支所、豊栄支所、河内支所、安芸津生涯学習センター

10:00～20:00／フジグラン東広島、ゆめタウン学園店

対象 投票日当日に投票できない人

持参 投票所入場券

選挙公報

新聞折り込みで、各世帯に配布するほか、市役所、支所・出張所、地域センター、図書館に設置します。

郵送を希望する人は、選挙管理委員会または各支所地域振興課までご連絡ください。

不在者投票

投票日の19:00までに投票用紙が投票所に届いていなければなりません。手続きはお早めをお願いします。

日時 10月24日(金) ～11月8日(土)

対象 入院または入所中の人、身体の不自由な人、市外に滞在中の人

※詳しくは、市ホームページや新聞折り込みチラシをご覧ください。

問合 選挙管理委員会

☎(082) 420-0968



善意をありがとうございます

一般財団法人 東光会 様

（憩いの森公園に東屋の寄附）

賀茂木材連絡協議会 様

一般社団法人 県木材組合連合会 様  
（憩いの森公園の多目的広場に木製ベンチ10脚の寄附）

問合 都市整備課

☎(082) 420-0955



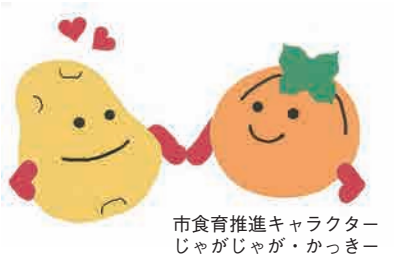
食の楽しみや健康づくりを応援  
食育展を開催します

日時 10月14日(火)～23日(木)

場所 市役所本館10階展望ロビー  
展示スペース

問合 医療保健課

☎(082) 420-0936



10月は食品ロス削減月間  
10月30日は食品ロス削減の日

食品ロス川柳コンテスト応募作品などの展示や食品ロスを削減するために家庭でできる取り組みを市ホームページで紹介します。

日時 10月24日(金)～31日(金)

場所 市役所本館10階展望ロビー  
展示スペース・本館2階市民協働オープンスペース

問合 市民生活課

☎(082) 420-0922



10月1日は浄化槽の日

日頃から正しい使い方を心がけ、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理を毎年必ず行ってください。単独処理浄化槽またはくみ取り便所を使用している家庭は、合併処理浄化槽への転換をご検討ください。

問合 生活衛生課

☎(082) 422-1048



大切な契約や遺言は公正証書で  
10月1～7日は「公証週間」

認知症となった場合に備えるための「任意後見契約」「遺言」「養育費や慰謝料支払の約束」「尊厳死宣言」などは公正証書にしておくことで安心で確実です。

※相談の予約方法など詳細は28ページをご覧ください。

問申 東広島公証役場

☎(082) 422-3733



福祉

文書作成、表計算など  
視覚障がい者向けパソコン講習会

日時 11月6日・13日・20日・27日  
いずれも木曜日 13:00～16:00

場所 6日／市民文化センター  
13日・20日・27日／芸術文化ホールくらら

対象 視覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けており、音声の聞き取りができる人

定員 5人（抽選）

締切 10月17日(金) 17:00

申込 電話またはファクス（①住所②名前③電話番号）

問申 障がい福祉課

☎(082) 420-0180

FAX(082) 420-0181



### いつでもどこでも誰とでも コミュニケーション

「触手話」は、盲ろう者（目と耳の両方に障がいのある人）が手で触れて話の内容を理解する方法です。盲ろう者は他者とコミュニケーションがとりにくく、情報の収集も困難があります。触手話でコミュニケーションを取ることで、より、盲ろう者は安心して生活することができます。

**問合** 障がい福祉課

**☎** (082) 420-0180

**FAX** (082) 420-0181

### 交通事故など第三者行為による ケガの治療に健康保険を使った ときは「届出」が必要です！

医療費は加害者の全額負担が原則ですが、被害者にも過失があるときは、過失割合によって医療費の負担金額を計算します。治療に健康保険を使った場合は、健康保険が立て替えた治療費を、後から過失割合に応じ加害者へ請求します。届出がないと、健康保険側の負担が増加し、保険料（税）の増額につながる場合があります。

**問合** 国保年金課

**☎** (082) 420-0933



### 国民年金の手続きは お済みですか？

20～59歳の人は年金制度への加入義務があります。次のような場合は、手続きをしてください。

・退職後、勤務先の健康保険の任意継続をした場合

・親など配偶者以外の扶養に入った場合

・厚生年金加入中の配偶者に扶養されている人（第3号被保険者）について、配偶者が65歳を迎えた場合

**問合** 国保年金課

**☎** (082) 420-0933

### 国民健康保険（国保）の加入脱退手続き

**問合** 国保年金課 **☎** (082) 420-0933

|               | 手続きの種類 | 手続きに必要なもの                                                                                            | 注意                                                |
|---------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 他の健康保険をやめたとき  | 加入     | ・健康保険資格喪失証明書<br>・手続きに来る人の本人確認書類<br>・世帯主のマイナンバーが確認できるもの<br>・委任状（別世帯の人が手続きを行う場合）                       | 手続きが遅れた場合でも、さかのぼって課税されます。                         |
| 転入するとき        | 加入     | ・手続きに来る人の本人確認書類                                                                                      |                                                   |
| 市外へ転出するとき     | 脱退     | ・国保の資格確認書（原本）<br>・手続きに来る人の本人確認書類                                                                     | 脱退手続きの際に国保税の精算を行います。<br>手続きをしないと国保税が課税されたままになります。 |
| 他の健康保険に加入したとき | 脱退     | ・国保の資格確認書（原本）<br>・新しい健康保険の資格が分かるもの<br>・手続きに来る人の本人確認書類<br>・世帯主のマイナンバーが確認できるもの<br>・委任状（別世帯の人が手続きを行う場合） |                                                   |
| 世帯主の変更、転居など   | 変更     | ・国保の資格確認書（原本）<br>・手続きに来る人の本人確認書類                                                                     |                                                   |

**電子申請や郵便でも  
脱退手続きができます**

他の健康保険に加入した場合の脱退手続きは、ウェブや郵送でもできます。

**外国人の皆さんが必要な手続き**

在留期間が3か月を超える人で、他の健康保険に加入していない場合は、国保に加入しなければなりません（医療目的や観光目的の人は除く）。

転入するとき（東広島市の住民になるとき）／国保の加入手続き  
転出するとき（東広島市の住民でなくなるとき）／国保の脱退手続き

※長期間日本を離れるときは、再入国する予定でも出国前に脱退手続きをしてください。再入国する時に、再度加入手続きをしてください。

### 10月は「骨髄バンク推進月間」

移植には患者とドナーの白血球の型が適合することが必要ですが、実際に移植を受けられる人は、半数程度にとどまっているのが実情です。一人でも多くのご協力をお願いします。

**問合** 日本骨髄バンク

**☎** (03) 5280-1789



### 10月は「臓器移植普及推進月間」

臓器を提供する。移植を受ける。私たちはどちらの立場にもなる可能性があります。臓器提供の意思表示などについて、家族で話し合ってみませんか。

**問合** 日本臓器移植

ネットワーク

**☎** 0120-78-1069



### 10・11月は「麻薬・覚醒剤・ 大麻乱用防止運動月間」

麻薬や覚醒剤などの乱用による健康被害の恐ろしさを正しく認識し、一人一人が不正な薬物に「近づかない」「近づけない」ことが何より大切です。

**問合** 県西部東保健所

**☎** (082) 422-6911



### 高齢者新型コロナウイルス予防接種と高齢者インフルエンザ予防接種の費用助成

**問申** 医療保健課 **☎** (082) 420-0936

高齢者や基礎疾患のある人は、重症化リスクが高いことが分かっています。重症化や発症を予防するため、接種をご検討ください。

|                  | 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種                                                                                                                                                       | 高齢者インフルエンザ予防接種 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 対象               | ①接種日に65歳以上の市民<br>②接種日に60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳 1 級相当の重い病気のある市民または HIV で免疫機能に重い障がいのある市民                                                                                   |                |
| 接種期間             | 10月 1 日(水)～令和 8 年 1 月31 日(土) ※接種回数は期間中に各 1 回のみ                                                                                                                            |                |
| 自己負担額            | 4,600円                                                                                                                                                                    | 1,500円         |
| 無料になる人           | 対象①、②の人のうち、市県民税非課税世帯や生活保護受給者など。<br>接種するときいずれかの書類を実施医療機関へ提示してください。<br>(ア) 無料証明書 ※ウェブまたは窓口（医療保健課、各支所・出張所）で事前に申請<br>受付開始日：10月 1 日(水)<br>(イ) 生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者を確認できるもの |                |
| 予約方法             | 実施医療機関に直接予約                                                                                                                                                               |                |
| 持参物              | 本人確認書類 ※接種券はありません。予診票は実施医療機関で配布しています。                                                                                                                                     |                |
| 実施医療機関やウェブ申請など詳細 |                                                                                                                                                                           |                |

**Smile 障がい者 スマイルボード**

**ピア・カウンセリング** 〈ピア〉とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体・精神に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

**ピア・サロン**  
障がいのある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。  
**📅**10月18日(土) 14:00～16:00 (参加費100円)  
**📍**スポーツ交流センターおりづる  
**👤**18歳以上の障がいのある市民

**ピア相談 ※要予約**  
相談者と同じ視点でピア相談に応じます。  
相談方法／自宅への訪問、来所  
電話・ファクス・メールでの相談もできます。

**問申**子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）  
**☎** (082) 493-6073 **FAX** (082) 424-3841  
**✉** hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp